

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり随意契約を行うので、財務規則第 102 条の 3 第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 7 月 1 9 日

埼玉県立嵐山史跡の博物館長 栗岡 眞理子

1 契約の相手方の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人嵐山町シルバー人材センター
- (2) 住所 比企郡嵐山町千手堂 1 5 6 - 3

2 契約の目的

埼玉県立嵐山史跡の博物館敷地内における低木撤去・除草作業及び枯れ木伐採・枯れ枝撤去作業

3 契約の履行方法、期限及び場所

- (1) 履行方法 仕様書に基づき作業を行う。
- (2) 履行期限 令和 5 年 9 月 3 0 日
- (3) 履行場所 埼玉県立嵐山史跡の博物館（比企郡嵐山町菅谷 7 5 7）

4 契約締結日

令和 5 年 7 月 1 9 日

5 契約金額

3 0 9, 5 5 2 円（税込）

6 契約の相手方を選定した理由

埼玉県財務規則第 103 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者。